

「容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2030 年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	1	「供給力提供開始予定が対象実需給年度の 4 月以降となる場合、容量確保契約金額を供給力提供開始予定以降の月数で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。」とある。期待容量等算定諸元一覧において、運転開始月以前の提供する各月の供給力を 0 にして応札する前提でよいか。	ご認識の通りです。
2	11	系統用蓄電池での参加の場合、安定電源での入札が原則と理解しておりますが、一般的な 3 時間～ 4 時間容量の蓄電池の場合、供給の指令と需給調整市場の参加が両立できないケースが多々発生するものと想定しております。特高の系統用蓄電池は安定電源で、高圧の系統用蓄電池は安定電源/発動指令電源選択可能と柔軟性を持たせるようご検討いただけますと幸いです。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
3	11	太陽光発電所併設型の蓄電池（再エネ併設蓄電池）についても、系統用蓄電池同様の入札区分と理解しておりますが、系統充電しない再エネ併設蓄電池の場合、安定的に電力を供出できないケースが多々発生すると考えており、系統用蓄電池と同列条件での対応が難しいと考えております。その点を踏まえ、再エネ併設蓄電池については、発動指令電源を選択可能とするようご検討いただけますと幸いです。	募集要綱P12に記載の通り、1計量単位内に複数の号機が存在しそれぞれ「容量を提供する電源等の区分」が異なる場合は、いずれか1つの区分を選択頂きます。リクワイアメント等をご確認のうえ、変動電源での参加も含め、事業者様にてご検討をお願いいたします。
4	17	募集要項P17では、新設電源について、登録時に提出できない書類は提出期限を延長する場合があるとされている一方、「書類の提出及び追加登録の期限（2030年1月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がある」と記載されています。今回の見直しにおける「新設電源の運開遅延における扱いについて」では、新規運開する電源に対して「供給力提供開始の証明等」の提出を求めるなど、運転開始後の事実に基づき確認・提出することを前提とした取扱いを許容しているものと理解しております。実需給期間中に運転開始する新設電源については、運転開始後でなければ提出又は登録が困難となる書類・情報が生じる場合があることから、2030年1月末予定の提出・追加登録期限を一律に適用することは実務上困難となる可能性があります。つきましては、実需給期間中に運転開始する新設電源について、2030年1月末予定の提出・追加登録期限の例外となる取扱いを設けることについてご検討いただくとともに、その取扱いを募集要項上で明確化いただきたい。	実需給期間中に供給力提供開始する等、本機関がやむを得ないと判断する場合は、市場退出（全量退出）の条件から除く旨を、明確化の観点から、募集要綱の 3．電源等情報の登録（5）及び（6）に追記いたします。
5	18	電源等情報の運開年月について、新設電源の場合は供給力提供開始した翌月末までに供給力提供開始の証明を提出するとされており、説明会資料の中で別途公表されるフォーマットを提出すると記載がありますが、フォーマットの提出に加えて証憑は必要となりますでしょうか。その場合、具体的にどのような書類の提出をもって供給力提供開始と判断されるのでしょうか。例えば試運転開始日であれば、試運転工程表などの社内資料でも問題ないのでしょうか。	別途、業務マニュアル等で様式等の詳細についてはご案内させていただきますが、工事工程表等の社内書類を含めて、営業運転を開始した年月が確認できる書類のご提出を求める場合があります。
6	18	意見 新設電源に求める「供給力提供開始の証明」について、認められる書類、必要な試験内容、及び提出様式を、メインオークションの応札前に明示していただきたい。 また、供給力提供開始前に証憑内容を確認できる事前相談又は事前確認の仕組みを設けていただきたい。 理由 供給力提供開始実績は、容量確保契約金額や遅延ペナルティの算定に直接影響する事項であり、現案では、どのような書類や試験結果を提出すれば供給力提供開始が認められるのかが明確ではない。 事後審査で弊社との判断が異なると、収入減少や追加負担が生じる可能性があるため、応札前に具体的な基準を明示し、弊社を含む発電事業者の予見可能性を確保していただきたい。	別途、業務マニュアル等で様式等の詳細についてはご案内させていただきますが、工事工程表等の社内書類を含めて、営業運転を開始した年月が確認できる書類のご提出を求める場合があります。
7	24	2030年度から新設された提出書類として、【リソースの種類の確認書（様式 5）】があります。本書類の存在により、発動指令電源のリソース情報が一定程度確認できるという側面がありますが、一方で、本書類の作成において、事業者側の人的・時間的負担等が増加することから、以前と同様に当該書類の作成はない運用を希望します。	「様式 5 発動指令電源のリソース種類確認書」については、適切な電源等の区分ではないリソースがある場合に、電源等情報の登録タイミングにて確認することで、適切な電源等区分での手続を進めていただくためのものです。お手数をおかけすることとなり恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。
8	24	発動指令電源の提出書類として、「発動指令電源のリソース種類確認書（様式 5）」が追加され、提出期限は電源等情報の登録受付期間締め切りまでとなっていますが、期待容量登録時に提出するビジネスプラン申請書の段階において、同電源のリソースの種類、確保済か否か、電源が必要抑制か等の情報の変更があった場合はどうなりますでしょうか？（リソース確認依頼書（自家発（分析に基づくリソース）のみチェックで提出→ビジネスプラン申請書（自家発（分析に基づくリソース）、DR（確保しているリソース）にチェックで提出等）	「様式 5 発動指令電源のリソース種類確認書」については、適切な電源等の区分ではないリソースがある場合に、電源等情報の登録タイミングにて確認することで、適切な電源等区分での手続を進めていただくためのものです。期待容量登録時にご提出いただく「様式 3 発動指令電源のビジネスプラン申請書」にて、「様式 5 発動指令電源のリソース種類確認書」からリソースの変更等を行うこと自体は差し支えありませんが、適切な電源等の区分ではないリソースがあった場合には、当該リソースを除いて期待容量を訂正いただくことになるものと考えます。
9	29	追加オークションで調達を予定している供給力（H3需要の2%分）をメインオークションで全量を調達することについて、供給力を先んじて確保することは重要と理解しております。一方で、市場退出が発生した場合は追加オークションが開催されるでしょうか。	メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合においては、これまでと同様に、追加オークションを実施いたします。

No.	頁	ご意見	回答
10	39	年度途中から供給力提供を開始する場合、当該年度初日から供給力提供開始までの期間は容量停止計画の範囲となるでしょうか。それとも別の扱いでしょうか。 別の扱いとなる場合、当該期間と“供給力の維持”のリクワイアメントとの関係を御教示いただけると有難く思います。 （当該期間の長短によって“供給力の維持”に係るペナルティが生じうるか等）	電源等情報の登録時点で、供給力提供開始が実需給年度の途中となることが判明している場合、実需給年度開始から供給力提供開始までの期間については、期待容量登録時の「期待容量等算定諸元一覧」におきまして、「各月の供給力の最大値」、「各月の送電または放電可能電力」、「提供できる各月の送電可能電力」を0で登録していただくこととなります。また、当該期間は、供給力の維持のリクワイアメントにおける容量停止計画の対象ではありません。 長期脱炭素電源オークションにおける初年度の取り扱いとは内容が異なりますのでご注意ください。
11	39	安定電源におけるリクワイアメント（実需給前）について、2年度前に容量停止計画の調整が必要となっているため、2年度前には当該発電機において定期点検等の停止スケジュールを決めておく必要があると理解しております。火力発電所等の大規模発電所を想定されているようにお見受けしますが、一方で高圧の系統用蓄電池（2MW程度）の場合では、定期点検の運転調整が直前（数か月前、事前に調整できて1年前）となるケースが実態であるため、2年前の容量停止計画の調整にどの程度実効性があるか見通すことが難しいと考えております。ついては、発電所の規模/種類等によって調整期間を柔軟に調整できるようご検討いただけないでしょうか。	容量停止計画の調整においては、容量確保契約を締結した対象となる電源に対して、定期補修・中間補修等の容量停止計画を対象実需給年度2年前に調整することで、各エリア・各月の供給信頼度を確保することを目的としております。追加オークションの開催判断にも関係いたしますので、原案のとおりいたします。
12	40	実効性テストを過去の実績で代替（省略）する条件として、「契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である場合」とあります。 アグリゲータは多数の小規模な需要家や拠点を束ねて構成されています。過去の一般送配電事業者からの発動指令が特定のエリアに限定されていた場合など、アグリゲーション内の「たまたま1地点でも含まれていない」だけで実績代替が一切認められなくなります。リソースの入れ替えや多数の地点を内包するアグリゲータの実態に即していない「全ての地点が含まれること」という要件を緩和し、登録地点の一定割合（例：合計期待容量の80%以上をカバーする地点など）が含まれている過去実績であれば代替を認める、あるいは地点ごとの過去実績を合算して評価することを認めるよう要件緩和を求めます。	発動指令電源として応札する場合、実効性テストを受けていただくことが基本です。契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれていない場合は、実効性テストを受けてください。
13	42	募集要綱では発動指令を「土曜日、日曜日、及び祝日を除く」とする一方、「容量確保契約約款に定める「休日」が対象外ではありません」と注記。約款の「休日」には平日の年末年始（12/30～31、1/2～3）やGWの一部が含まれる。 多くの需要家（工場やオフィス等）は、カレンダー上の祝日だけでなく、平日の年末年始等も休業、操業停止しています。この期間に発動指令の対象とされると、通常時の需要（ベースライン）が極めて低い状態となり、DRの供出が不可能、あるいは実績が適正に評価されないリスクがあります。発動指令の対象外となる除外日について、募集要綱上の注記を改め、約款上の「休日」（平日の年末年始やGWの一部等を含む）についても明確に発動指令の対象外とすることを求めます。	発動指令電源は、実需給期間の1年を通じて、天候や予備率だけでは予測できない突発的な電源脱落による需給ひつ迫時も含めて供給力を供出していただく必要がある仕組みとなっているため、原案のとおりいたします。
14	44	「本機関の確認の結果、発動実績の妥当性が確認できない場合は、本機関が算定した発動実績をアセスメント結果とする場合があります。」とは、過去事例を参考とし、想定される妥当性が認められない算定方法を開示頂きたい。	個別事例につきましては、アセスメントの都度判断させていただきますので、回答を差し控させていただきます。
15	46	2030年度向け要綱において、実効性テスト結果における市場退出や経済的ペナルティの考え方において、今年度から【応札容量（調整係数反映前から実効性テストにおける未達成量を差し引いた後、調整係数を反映した数値）にて市場退出やペナルティの数値を算出することとなっております。この方式で計算をする場合、全量市場退出のリスクや経済的ペナルティの負担が増大する可能性が高まることから、2029年度向け要綱と同様の内容としていただきたいと思います。	ご指摘の点については、明確化の観点から記載を変更したものであり、実需給2029年度の内容と異なるものではございません。
16	46	4－1 実需給期間前（3）ペナルティ イ 電源等の区分が発動指令電源の場合 2)について、2030年度のメインオークション募集要項において、『経済的ペナルティ(円)＝実効性テスト未達成量× 契約単価×5%（「本章 3 .市場退出」に記載の市場退出時の経済的ペナルティが、別途科されることはありません。）』の記載が削除されております。 こちらの修正は、実効性テストによる退出時に適用される経済的ペナルティが、当該記載から、3.市場退出 （1）ア 市場退出時の経済的ペナルティの算定方法 (ア)に変更になるものの、取り扱いとしては従来通り、実効性テストの結果に基づいて市場退出する場合、この報告の際に市場退出を表明したものとみなして5%の市場退出ペナルティが適用されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご指摘の点については、明確化の観点から記載を変更したものであり、実需給2029年度の内容と異なるものではございません。
17	47	属地一般送配電事業者から、連系予定の系統において、今後約50日/年以上の停電（作業による計画的な停電）が生じうると言われています。 また、当該系統の需要家都合の停電も含めると、停電計画が決まるのは当該停電の数か月前と言われています。 これに関連して以下 2 点確認させてください。 ①当該停電計画をそのまま受け入れると何らかのペナルティが生じうるでしょうか。 2 年度前の容量停止計画の調整では調整経緯の証憑が求められる関係で、実需給年度における容量停止計画においても、（単に停電計画を受け入れるのではなく）同様の調整が求められるのかどうか知りたい趣旨です。 ②上記の規模の停電が生じると“供給力の維持”等のリクワイアメントを満たせない可能性があります、系統事由の停電であり、ペナルティは生じないと考えてよいでしょうか。	ご記載いただいた事例では、実需給年度は供給力の維持のリクワイアメントにおける容量停止計画の対象となるため、リクワイアメント未達成時は経済的ペナルティが発生します。また、容量停止計画の調整業務においても容量停止計画の対象となりますので、調整不調電源となった場合には経済的ペナルティが発生する可能性があります。

No.	頁	ご意見	回答
18	50	(ア)供給力の維持（１）についての質問です。 “本機関は、提出された情報を基に、30分単位（以下「コマ」という。）でアセスメントを実施します。”とありますが、提出する情報の様式や項目を御教示いただけると（又は本要綱に記載いただけると）有難く思います。	様式等の詳細につきましては、今後公表する容量市場業務マニュアルをご参照ください。なお、対象となる実需給年度は異なりますが、「容量市場業務マニュアル 実需給期間中リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2026年度）第2版」の第2章および第3章を参考までにご参照いただければと思います。 https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/jitsujukyukanren/2026_jitsujukyu_kanren.html
19	50	(ア)供給力の維持（４）についての質問です。 容量停止計画が提出されていない日時も、“５を乗じたリクワイアメント未達成コマ”と同じ扱いになると考えればよいでしょうか。それとも、停止又は出力低下が生じた日時は、事後的にでも容量停止計画が提出されることとなり、したがって“停止又は出力低下した日時であって容量停止計画が提出されていない日時はない”ということになるでしょうか。	発電機等の突発的な故障等は、容量提供事業者にて事後のコマを含め遅滞なく容量停止計画を提出してください。
20	56	本募集要項において“Z”は90時間とされており、ペナルティレート算出式におけるZも実際の低予備率アセスメント対象コマ、すなわち発動実績が適用されてしかるべき。 発動時間が『1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間』であるところ、ペナルティレートの算出においてだけそれより大幅に少ないZ＝90が適用されることはきわめて不当。	ペナルティレートにおけるZについては、第62回 容量市場の在り方等に関する検討会(2025年3月27日)にて決定したものであり、原案のとおりとさせていただきます。一方で、ご指摘のペナルティレートの根本的な作り方に関しては、今後の検討とさせていただきます。
21	58	“・・・容量提供事業者にて設定した供給力提供開始予定から供給力提供開始が遅延し、対象実需給年度の4月以降となった場合、・・・”とありますが、“遅延したのではなく、当該供給力提供開始予定が元から対象実需給年度の４月以降”だった場合、このペナルティは科されないという理解で合っているでしょうか。 この理解で合っている場合、このペナルティは科されずとも、別の規定によりこれに相当する何らかのペナルティが科されるでしょうか。	電源等情報の登録時点で、供給力提供開始が実需給年度の途中となることが判明しており、供給力提供開始が遅延していないのであれば経済的ペナルティの対象とはなりません。実需給年度開始から供給力提供開始までの期間については、期待容量登録時の「期待容量等算定諸元一覧」におきまして、「各月の供給力の最大値」、「各月の送電または放電可能電力」、「提供できる各月の送電可能電力」を0で登録していただくこととなります。
22	68	発動指令電源については、従来より「様式３ 発動指令電源のビジネスプラン申請書」の提出が求められており、今回追加された「様式５ 発動指令電源のリソース種類確認書」は、様式３の内容の一部を先行して提出するものと理解しております。様式５は電源等情報登録期間中（2026年8月3日～8月17日）に提出する一方、様式３は期待容量登録期間（2026年9月8日～9月17日）に登録することから、その間の検討進展等により内容が変更となる場合があります。 そのため、様式５に記載した内容と、後日登録する様式３の内容に差異が生じた場合でも差し支えないとの理解でよいか、ご教示ください。	「様式５ 発動指令電源のリソース種類確認書」については、適切な電源等の区分ではないリソースがある場合に、電源等情報の登録タイミングにて確認することで、適切な電源等区分での手続を進めていただくためのものです。期待容量登録時にご提出いただく「様式３ 発動指令電源のビジネスプラン申請書」にて、「様式５ 発動指令電源のリソース種類確認書」からリソースの変更等を行うこと自体は差し支えありませんが、適切な電源等の区分ではないリソースがあった場合には、当該リソースを除いて期待容量を訂正いただくことになるものと考えます。
23	68	発動指令電源については、従来より「様式３ 発動指令電源のビジネスプラン申請書」の提出が求められているところ、今回新たに「様式５ 発動指令電源のリソース種類確認書」の提出が追加されております。一方で、様式５で求められる情報は、後日提出する様式３の一部を先行した内容となっております。 そのため、今回、様式５の提出を新たに求めることとした背景・必要性、ならびに当該様式により確認・整理しようとしている事項について、ご教示ください。	過去の「様式３ 発動指令電源のビジネスプラン申請書」の提出時に、電源等の区分が発動指令電源でないリソースが混在していると判明した場合、電源等情報の登録はすでに終了しており、オークションへの応札に影響が生じるものと考えております。「様式５ 発動指令電源のリソース種類確認書」については、電源等情報の登録時にご提出いただくことによって、発動指令電源でないリソースがあった場合、適切な電源等の区分にて再度電源等情報を登録いただくためのものです。
24		「リソースの種類が蓄電池である場合、計量単位の期待容量が1,000kW以上の安定的な供給力を提供するもの（1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有する蓄電池）は、安定電源としての参加が基本となります。」と記載がありますが、これは計量単位の期待容量が1,000kW以上で1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有する蓄電池は、基本的には安定電源としての参加を求めるが発動指令電源の選択も可能であるという意味でしょうか。それとも、発動指令電源のリソース確認書を提出した時点で、リソースの種類を蓄電池としたものについては、計量単位の期待容量が1,000kW以上で1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するものであるかどうかを確認するため、計量単位の期待容量が1,000kW以上で1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有する蓄電池は発動指令電源としての参加を認めず電源等情報審査に不合格になる、という意味で書かれているのかどちらでしょうか。計量単位の期待容量が1,000kW以上で1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有する蓄電池は、発動指令電源としての参加を認めず電源等情報審査に不合格になるという意味で書かれているのであれば、「リソースの種類が蓄電池である場合、計量単位の期待容量が1,000kW以上の安定的な供給力を提供するもの（1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有する蓄電池）は、安定電源としての参加が基本となります。」というあいまいな表現ではなく、「リソースの種類が蓄電池である場合、計量単位の期待容量が1,000kW以上の安定的な供給力を提供するもの（1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有する蓄電池）は、発動指令電源としての参加を認めません。安定電源として参加登録してください。」と明記していただきたい。	発動指令電源として登録可能な発電リソースは、「安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物」「期待容量が1,000kW未満の発電設備等」となっています。適切な電源等区分にて登録してください。また、様式５ 発動指令電源のリソース種類確認書については、適切な電源等の区分ではないリソースがある場合に、電源等情報の登録タイミングにて確認することで、適切な電源等区分での手続を進めていただくためのものです。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。